

おのまる会議設置要綱

(設置)

第1条 地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域生活課題を抱える地域住民等に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項に規定する支援会議及び孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第15条第1項に規定する協議会として、おのまる会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 おのまる会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 相談支援の包括化を図るため、各相談支援機関の具体的な支援、連携方法等、包括的支援の仕組みに関して協議すること。
- (2) 法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「事業」という。）を推進するための組織及び方針に関して協議すること。
- (3) 事業による支援の実績を検証すること。
- (4) おのまる会議の年間活動方針の策定に関すること。
- (5) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握方法について協議すること。
- (6) 地域に必要な社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行うこと。
- (7) 事業に関係する他の会議との連携及び調整に関すること。
- (8) 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働に関すること。
- (9) その他地域共生社会の実現に必要なこと。

(組織)

第3条 おのまる会議は、次に掲げる者又は機関若しくは団体に属する者を委員として構成する。

- (1) 学識関係者
- (2) 尾道市民生児童委員協議会
- (3) 尾道市障害者サポートセンター「はな・はな」
- (4) 地域活動支援センター
- (5) 尾道市地域包括支援センター
- (6) 尾道市子育て世代包括支援センター「ぽかぽか」

- (7) 子どもの居場所づくりネットワーク
 - (8) ひきこもり支援ステーション「みらサポ」
 - (9) 尾道公共職業安定所
 - (10) 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会
 - (11) 福祉保健部健康推進課
 - (12) 福祉保健部子育て支援課
 - (13) 福祉保健部高齢者福祉課
 - (14) 福祉保健部社会福祉課
 - (15) 福祉保健部因島福祉課
 - (16) 建設部まちづくり推進課
 - (17) 御調支所御調保健福祉センター
 - (18) 教育委員会学校教育部教育指導課
 - (19) その他市長が指定するもの
- 2 おのまる会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 おのまる会議の事務局は、福祉保健部社会福祉課に置く。
 - 4 おのまる会議におのまる委員会（以下「委員会」という。）を置き、おのまる会議を構成する者又は機関若しくは団体に属する者のうち、その都度協議内容に応じて適した者をもって構成する。
 - 5 おのまる会議及び委員会の会議に必要な場合は、委員以外の専門的知識を有する者又は関係者を招集することができる。

（委員会）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 個別支援プラン（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む。以下「プラン」という。）の適切性を判断すること。
- (2) プランに基づいた支援について共有し、役割を明確化すること。
- (3) プラン終結時において、支援の経過と成果とを評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討すること。
- (4) おのまる会議への情報提供及び提言に関すること。
- (5) 複合的な課題に対する支援方法等、専門的な知識を有する者による具体的な議論が必要なこと。
- (6) その他おのまる会議の設置目的を達成するために必要なこと。

（専門部会）

第5条 おのまる会議は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、おのまる会議の委員及び委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(会議の招集)

第6条 会議及び専門部会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、事務局が招集する。

(守秘義務)

第7条 おのまる会議の事務に従事した者又は従事していた者は、おのまる会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、おのまる会議の運営について必要な事項は、委員長がおのまる会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集の特例)

2 おのまる会議の最初の会議の招集については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(尾道市地域共生包括化推進会議設置要綱の廃止)

3 尾道市地域共生包括化推進会議設置要綱(令和3年1月4日制定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。